

公立大学法人宮城大学共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）が、外部機関と行う共同研究の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外部機関 国、地方公共団体、大学、企業、その他法人以外の者をいう。
- 二 共同研究 外部機関と共同して行う次のいずれかに該当する研究をいう。
 - イ 外部機関から研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）及び研究員又は共同研究費を受け入れて当該外部機関と共同して行う研究
 - ロ 学術発展のために共同研究費の授受を伴うことなしに当該外部機関と共同して行う研究
- 三 共同研究機関 この規程により共同研究を行う外部機関をいう。

(共同研究実施の原則)

第3条 共同研究は、法人の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障を来すおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果を期待できるものでなければならない。

(共同研究の申請)

第4条 法人と共同研究を行おうとする外部機関の代表者（以下「共同研究申込者」という。）は、共同研究申込書（別記様式）により理事長に申請しなければならない。

(共同研究の承認)

第5条 理事長は、共同研究申込書の提出があったときは、研究委員会の意見を聞いて当該研究の受入れの適否を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の適否の決定をした場合には、速やかにその結果を共同研究申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 理事長は、前条の手続きにより共同研究を承認し、かつ、予算等共同研究を実施するために必要な措置が確定したときは、共同研究申込者との間で次の事項を記載した共同研究に関する契約書（以下「共同研究契約書」という。）を作成し、共同研究申込者と契約を締結するものとする。

- 一 共同研究の課題
- 二 共同研究の目的
- 三 共同研究の内容
- 四 共同研究の実施期間
- 五 共同研究の実施場所
- 六 共同研究の分担
- 七 共同研究の経費の分担
- 八 共同研究に参加する研究員

- 九 研究代表者
- 十 共同研究の成果の帰属に関すること
- 十一 守秘義務
- 十二 その他共同研究を行うために必要な事項

(共同研究費の負担)

第7条 共同研究機関は、法人における当該共同研究遂行のための共同研究費及び外部機関における当該共同研究遂行のための共同研究費を負担するものとし、その額は法人及び共同研究機関が協議して定める。

- 2 共同研究機関が前項の規定により、法人における共同研究費を負担するときは、契約締結後速やかに当該経費を納入しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人は、必要に応じ、予算の範囲内において、共同研究費の一部を負担することができる。
- 4 共同研究の内容の変更により、新たな経費が必要となったときは、共同研究機関に共同研究費の追加を求めることができる。
- 5 共同研究機関が負担する経費（以下「総委託費」という。）は、謝金、旅費、消耗品費、設備備品等共同研究の遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び共同研究の遂行に関連し直接経費以外に必要とする経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。
- 6 間接経費は、総委託費の10％に相当する額とする。
- 7 共同研究が、次の各号の一に該当する場合は、間接経費を減額又は負担させないことができるものとする。
 - 一 共同研究機関が、地方公共団体、国又は政府関係機関等である場合
 - 二 共同研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの

(施設、設備等の供与等)

第8条 共同研究の遂行上、必要な範囲内で法人の施設及び設備を供するものとする。

- 2 理事長は、共同研究の遂行上必要な範囲で共同研究機関の設備及び研究員を受け入れることができる。
- 3 前項の規定による設備の受け入れにかかる経費及び原状回復に要する経費は、共同研究機関が負担するものとする。

(共同研究により取得した設備等の帰属)

第9条 共同研究機関から納入された共同研究費により、共同研究の必要上、法人が新たに取得した設備備品は、法人に帰属するものとし、固定資産台帳で管理する。。

- 2 更新の必要性を認めるものは、間接経費等をもって償却費に充てる。

(共同研究の中止等)

第10条 理事長及び共同研究機関は、天災その他やむを得ない理由により共同研究の維持が困難となったときは、協議の上、当該共同研究を中止又は変更することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により共同研究を中止又は変更する場合には、あらかじめ研究委員会の意見を聞かなければならない。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

(研究結果の報告)

第11条 理事長及び共同研究機関は共同研究を終了し、又は中止したときは、共同研究結果を相互に報告するものとする。

(知的財産権の帰属)

第12条 共同研究の結果、特許権等の知的財産権が生じた場合は、公立大学法人宮城大学発明等取扱規程及び共同研究契約書の定めるところによる。

(研究成果の公表)

- 第13条 共同研究の実施期間中において、研究成果を第三者に知らせようとするときは、契約による場合を除き、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。
- 2 共同研究機関が業務上の支障があるため理事長に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、当該研究成果の全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 共同研究終了後に研究成果を公表しようとするときは、契約による場合を除きあらかじめ相互の同意を得るものとする。
- 4 前3項による公表は、契約による場合を除きあらかじめ相手方の同意を得て研究者の名で公表することができる。

(適用の特例)

第14条 共同研究の相手方が国、地方公共団体、国立大学法人大学、公立大学（公立大学法人を含む。）若しくは独立行政法人試験研究機関等の場合であって、法令や相手方の内規等で共同研究の実施態様が規定されており、当該規定を適用することにより本規程の規定により難い部分がある場合においては、本規程のうち該当する部分を適用しないことができる。

(秘密保持契約)

第15条 理事長は、共同研究に関する契約を締結する以前において共同研究機関と相互の研究内容等について情報を交換しようとする場合、その他本学以外の第三者と技術情報の交換を行おうとする場合は、必要に応じ秘密保持契約を締結するものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

共同研究申込書

平成 年 月
日

公立大学法人宮城大学理事長 殿

申請者 住 所
氏名又は
☐印
名称及び代表者名

下記の共同研究を実施したいので、公立大学法人宮城大学共同研究取扱規程第4条の規定により申し込みます。

記

- 1 研究課題名
- 2 研究の目的
- 3 研究の内容
- 4 共同研究を必要とする理由
- 5 研究の実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 6 実施場所
- 7 研究項目及び業務分担

研究細目課題	研 究 項 目	共同研究業務分担		備 考
		試験研究 機 関 名	申 請 者	

注) 「共同研究業務分担」の欄は、研究細目課題ごとに、分担して研究を行う場合にはいずれかに○印を付け、共同で行う場合には双方に○印を付けること。

- 8 研究員の役職名及び氏名
- 9 特許等を受ける権利及び特許権等の実施に関する希望
- 10 共同研究成果の公表の方法及び時期についての希望

添付書類

- 1 共同研究費用負担額積算内訳書
- 2 申請者の定款等
- 3 申請者の決算報告書（最近2カ年分）
- 4 研究員の経歴書

(標準例)

共同研究契約書

公立大学法人宮城大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、共同研究の実施について、次の条項により契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- (1) 研究課題名
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の内容

(実施期間)

第2条 共同研究の実施期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(実施場所)

第3条 共同研究の実施は、それぞれの研究施設内で実施することを原則とし、必要があれば相互に訪問し、共同でこれを行うことができる。

(研究の分担)

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表第1のとおり研究を分担する。

(研究員)

第5条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究員を本共同研究に参加させるものとする。

(経費の分担)

第6条 共同研究に要する経費は、研究の分担区分に応じて甲と乙がそれぞれ必要な額を負担するものとし、その内容は別表第3のとおりとする。ただし、これにより難い特別な事情がある場合は、甲乙の事前の協議により定めた割合で負担することができる。

(研究の中止)

第7条 甲及び乙は、天災その他止むを得ない理由により研究の継続が困難になったときは、協議の上、共同研究を中止することができる。

(研究結果の報告)

第8条 甲及び乙は、共同研究を終了又は中止したときは、共同研究結果を集約し相互に報告するものとする。

(研究成果の公表等)

第9条 甲又は乙は、共同研究の実施期間中において、相手方以外の者に研究内容を公表しようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

- 2 甲は、共同研究の終了後に乙の同意を得て、研究成果を公表するものとする。ただし、乙から公表しないよう申し入れがあったときは、成果の全部又は一部を公表

しないことができる。

3 乙は、本共同研究の終了後に研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得なければならない。

（単独による特許出願）

第10条 甲又は乙は、それぞれに属する研究員が、共同研究の結果独自に発明を行った場合において、独自に当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

（共同による特許出願）

第11条 甲及び乙は、それぞれに属する研究員が、共同研究の結果共同して発明を行った場合には、それぞれの持分を定めた共同出願に関する契約を締結し、共同で特許出願を行うものとする。ただし、甲が乙から特許を受ける権利を承継した場合はこの限りでない。

2 乙は、前項の規定により共同出願した特許に関する技術を実施しようとするときは、事前に甲と実施許諾契約を締結し、甲に実施料を支払わなければならない。

（秘密保持）

第12条 甲及び乙は、相手方から秘密保持を条件に提供された一切の技術情報を秘密として扱い、事前の書面による同意なしに第三者にこれを開示してはならない。ただし、当該技術情報について、すでに公知であること、他の第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したこと、相手方から技術情報を提供された時点ですでに保有していたこと又は相手方から提供された技術情報によらずして独自に開発したことについて、書面で立証できるものについてはこの限りでない。

（研究成果品の帰属）

第13条 本共同研究の結果生じた成果品は、甲乙協議の上、その帰属を定めるものとする。

（準用）

第14条 第10条及び第11条の規定は、実用新案法（昭和34年法律第123号）に基づく実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

（協議）

第15条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県黒川郡大和町学苑1番

印

乙

別表第1 共同研究の分担

区 分	研 究 課 題	研 究 項 目	備 考
(甲)			
(乙)			

別表第2 共同研究の研究員

区 分	職 名	氏 名	備 考
(甲)			
(乙)			

注：研究代表者は、備考欄に「研究代表者」と記載のこと。

別表第3 共同研究の費用内訳

区 分	項 目	金 額	内 訳 ・ 説 明
(甲)			

(乙)			
-----	--	--	--

(標準例)

秘 密 保 持 契 約 書

公立大学法人宮城大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）と〇〇株式会社（以下「丙」という。）は、次の条項により秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、甲、乙又は丙が相手方に開示する書面、電子媒体、ノウハウ、サンプル等の技術情報（以下「情報」という。）の取扱いについて定める。

2 甲、乙又は丙は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の研究」を甲乙丙が協力して行うこと（以下「開示目的」という。）を目的として情報を開示するものとする。

(秘密情報)

第2条 甲、乙及び丙は、開示された情報のうち、秘密である旨を表明されたもの（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、次の各号に該当するものには適用しない。

- (1) 相手方から開示される以前に、既に保有していた情報
- (2) 相手方から開示される以前に、既に公知又は公用であった情報
- (3) 相手方から開示された後、自己の責によらないで公知又は公用となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示された情報

3 甲、乙及び丙は、秘密情報を開示したとき、受領したことを認める書面の交付を相手方に求めることができる。

(流用禁止)

第3条 甲、乙及び丙は、秘密情報を相手方の書面による事前の同意を得ずして、開示目的以外に使用してはならない。

(産業財産権の扱い)

第4条 甲、乙及び丙は、相手方から開示された秘密情報を基にした特許権、実用新案権、又は意匠権等の産業財産権に関する手続きをしようとするときは、事前にその内容を遅滞なく相手方に通知し、その取扱いについて協議するものとする。

(有効期間)

第5条 本契約は、契約締結日から3年を経過する日、又は甲乙丙の一方が相手方に対して本契約の終了を書面により通知した日のいずれか早い日をもって終了する。ただし、第2条及び第4条の規定は本契約終了後も3年間有効とする。

(契約終了後の措置)

第6条 甲、乙及び丙は、本契約が終了したとき、直ちに秘密情報（複写及び複製したものを含む。）を相手方に返還するか、又は書面により相手方の同意を得た上で廃棄するものとする。

(協議事項)

第7条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、信義誠実の原則に従い甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 宮城県黒川郡大和町学苑1番
公立大学法人宮城大学理事長 ○○○○

乙 ○○○○○○○○○
○○○○大学長 ○○○○

丙 ○○○○○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○